

第4回インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議 議事概要

- 1 日 時 令和7年6月19日（木）15時～17時
- 2 場 所 のじぎく会館1階ふれあいルーム
- 3 出席者 委 員：尾崎幸弘 委員、木下昌彦 委員、中井伊都子 委員
オブザーバー：山添慎一郎 弁護士
事 務 局：田中序生 県民生活部長
北茂正 県民生活部次長兼人権参事
大西信一郎 県民生活部総務課人権推進室長 外2名
- 4 議 題 インターネット上の人権侵害等を防止することを目的とする条例の
制定等について

5 主な意見

（1）条例名について

- ・「誹謗中傷、差別等による」を加え、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」とすることについて、異議なし。

（2）条例前文について

- ①「真偽不明の情報」という文言について、真偽不明の情報の発信が即人権侵害につながる訳ではなく、発信自体は問題ないケースもあるため、取った方が良い。
- ②「表現の自由に配慮」という文言を入れた方が良い。
- ③前文には啓発的な意義もあるため、法制的な正確性よりも、県民への分かりやすさを重視すべきだと思う。

（3）条例第1条第2号（人権侵害情報）について

- ・「おそれ」を入れると、人権侵害情報の対象が広がるということであれば、「おそれ」は取るべき。「差別を助長・誘発する情報」という現在の定義でも一定の広がりがある。さらに「おそれ」のある情報は発信してはならない、とすると対象が広がりすぎる。

（4）条例第3条（県民の責務）について

- ①「人権侵害行為を行わないようにする」と規定することについて、異議なし。
- ②「施策に協力するよう努めなければならない」という規定について、県民に過度の責務を負わせることにならないか、確認した方が良い。

（5）条例第9条（削除措置の要請）について

- ・第8条の規定「…人権侵害情報であって、不当な差別が含まれるもの」と、第9条の規定「人権侵害情報（不当な差別が含まれるものに限る。…）」について、表記揺れがあるため、修正した方が良いのではないか。

(6) 指針について

- ① 2 (1) イの特定の地域に関する記載は不要ではないか。
- ② 2 (2) アの「おそれ」について、条例第 1 条第 2 号と同様に取りべき。